H31.4

重度訪問介護事業者の皆さま

重度訪問介護における同行支援の提供について

平成３０年４月の障害者総合支援法の制度改正に伴い創設された重度訪問介護における同行支援について、請求に必要な提出書類及び利用手順等は以下のとおりです。

１　制度概要

（１）重度訪問介護の同行支援とは

障害支援区分６の利用者に対し、新任の従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した従事者が同行してサービス提供を行うものです。

２人の従事者によりサービスを行うことについて利用者から同意を得ている場合で区が認めた場合に請求できます。

|  |  |
| --- | --- |
| 新任従業者 | 重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者（利用者への支援が１年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ６ヶ月を経過した従業者は除く）＊別の事業所でヘルパー経験があっても、特別なコミュニケーション技術を要する利用者へ初めてサービス提供する場合、新任従業者とみなします。 |
| 熟練従業者 | 当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のことをいう） |

（２）算定の考え方

・利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに１２０時間とします。

新任従業者が複数の利用者に支援を行う場合、同行支援の合計時間が１２０時間を超えることは認められませんが、熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はありません。

・原則として、利用者１人につき、年間で３人の新任従業者について算定できます。

「年間」とは、「１人目の新人従業者に同行支援を開始した月から１２ヶ月間」のことをいいます。例えば、平成３０年５月から新人従業者に同行支援を開始した場合は、平成３０年５月から翌年４月までの間で３人算定できます。

原則、新任従業者の入れ替えはできませんが、新任従業者の退職等あった場合等、重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、区が必要と認めた場合には、３人を超えて算定できる場合があります。

２　地域福祉課への提出書類について

・同行支援計画書（同行支援を開始する月の前月２０日までに提出のこと）

新任従業者の氏名や採用年月日のほか、熟練従業者の氏名、同行支援を行う時間数（予定）などを記載し、利用者の承諾を得てください。

・同行支援計画書（別紙）（同行支援計画書と同時に提出のこと）

新任従業者ごとに、サービス提供月ごとの同行支援計画（時間数）を記載してください。同行支援が可能な時間数は新任従業者ごとに総量として１２０時間、同行支援を行う月数は新任従業者一人について、最大で６か月です。

・同行支援実績報告書（同行支援を終了した翌月１０日までに提出のこと）

月ごとの同行支援実績を記載して提出してください。

３　利用手順

1. 事業者は、新任従業者によるサービス提供にあたり同行支援を検討する。
2. 同行支援を行う新任従業者を確定し、熟練従業者のスケジュールを調整する。
3. 「同行支援計画書」及び「同行支援計画書（別紙）」を作成して利用者から承諾を得る。
4. 「同行支援計画書」及び「同行支援計画書（別紙）」を地域福祉課へ提出する。相談支援専門員へも連絡を入れる。
5. 地域福祉課は、審査後、同行支援について記載した受給者証を交付する。
6. 障害福祉サービス受給者証を確認のうえ、事業者は、同行支援を実施する。
7. 予定した同行支援が終了したら「同行支援実績報告書」を作成し、地域福祉課へ提出する。

４　支給決定について

1. 受給者証への記載について

区は、提出された「同行支援計画書」に基づき審査します。同行支援が妥当であると判断された場合は、障害福祉サービス受給者証に以下の記載がされます。

・介護給付費の支給決定内容の支給量等の欄に「同行支援可（新任）●時間/月」と記載されます。これは、「同行支援が可能で同行支援が可能な月ごとの時間数の上限は●時間である」という内容を示しています。

・特記事項欄に「同行支援△人○年□月開始」と記載されます。「△人」は同行支援が認められた新任従業者の数です。

1. 支給量の管理について

　　同行支援を決定した場合でも、支給量は変更されません。ただし、請求審査の際には、請求時間数が、支給量に同行支援時間数を合算した時間数以内の請求であれば、請求を通すこととします。

５　その他

・同行支援を計画する新任従業者を追加する場合や、従業者の急な退職等あった場合には、その都度、必要書類を提出してください。

・明らかに特別なコミュニケーション技術を要する利用者ため、同行支援の必要性が認められる場合には、あらかじめ支給決定できる場合があります。

・新任従業者と熟練従業者が異なる重度訪問介護事業所に従事する場合、それぞれの重度訪問介護事業所から、同行支援として請求できます。その場合は、新任従事者を派遣する事業所が上記提出書類を作成してください。

・同行支援を行う場合は、既に作成されているサービス等利用計画に基づきサービスが提供され、提供日や時間数に変更はないため、同行支援を決定する場合に新たなサービス等利用計画を作成する必要はありません。支給量の増減に伴って新たなサービス等利用計画を作成する必要はないため、サービス利用支援費や障害児支援利用援助費を算定することはできません。

６　提出先及び問合せ先

大森地域福祉課　　　　　電話　03-5764-0657

調布地域福祉課　　　　　電話　03-3726-2181

蒲田地域福祉課　　　　　電話　03-5713-1504

糀谷・羽田地域福祉課　　電話　03-3743-4281

　※各地域福祉課の電話番号は、身体障害者支援の番号を記載しています。